申込日　　　　　　年　　　月　　　日

本様式はＡ３様式となっておりますのでＡ３用紙に印刷のうえご提出をお願いいたします。

北海道電力ネットワーク株式会社　御中

**系統連系および電力購入申込書（送配電買取用）**

貴社が維持および運用する電力系統との接続にかかる契約（以下「接続契約」といいます。）ならびに再生可能エネルギー電気の供給および貴社による調達にかかる契約（以下「特定契約」といいます。）に関して，貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）」および「発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕」（以下「低圧連系要綱」といいます。）を承諾のうえ，以下のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込者氏名（契約名義） | （フリガナ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印（代表者肩書）　　　　　　　　　　　　　（代表者名）　　 | 電話番号 | －　　　　－ |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | ＠ |
| 主任技術者 | 　　　　　　　　　　　　　　印※自家用電気工作物となる場合のみ記入 |
| 発電設備所有者住所（送付先住所） | 〒 |
| インボイス | インボイス発行事業者 | □該当　　□非該当 |
| 該当の場合 | Ｔ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非該当の場合 | □免税事業者　□消費者（事業者に該当しない）　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 申込種別 | □新設　　□再点　 　□設備変更　　　□その他〔　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕　 |
| 発電種別 | 太陽光 | 配線方法 | 余剰型配線 |
| 発電設備設置場所 | 〒 |
| 業種・用途 | □住宅　 □住宅兼店舗　 □店舗　 □事務所　 □屋根貸し　□野立て　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※上記発電設備所有者住所とご連絡先が異なる場合は，ご記入をお願いいたします。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電気方式 | 受電電圧 | □単相２線式　□単相３線式　□３相３線式 | □１００V　□１００/２００V　□２００V □その他（　　　） |
| 連系（受給）開始希望日 | 　 　 　　年 　　 　 月 　 　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申込発電設備（再生可能エネルギー） | その他（併設）発電設備（再生可能エネルギー以外） |
| 【変更前】 | 【新設・変更後】【発電種類】 |
| 太陽光発電 | モジュール出力 | 小数第３位まで（第４位は切捨） |  | **.** |  |  |  | 　　　kW |  | **.** |  |  |  | kW |  |
| インバータ出力※1 | 小数第３位まで（第４位は切捨） |  | **.** |  |  |  | kW |  | **.** |  |  |  | kW |  | ． |  |  |  | kW |
| 太陽光発電以外 | 小数第３位まで（第４位は切捨） |  | **.** |  |  |  | kW |  | **.** |  |  |  | kW |  |
| 発電出力 | 最小位まで（小数点第3位まで） | kW | kW | 押上げ効果 | ☐あり☐なし |
| 契約受電電力 | 整数値とし、小数点第1位を四捨五入 | kW | kW |
| 同時最大受電電力 | 整数値とし、小数点第1位を四捨五入 | kW | kW |
| 技術要件 | 逆潮流あり | 逆潮流あり | 逆潮流　☐あり※2　 ☐なし |
| 自立運転 | □あり 　□なし | □あり 　□なし | ☐あり　 ☐なし |

※1力率100％時の出力をご記載ください。

※2「逆潮流あり」の場合は,「太陽光発電設備」と「その他発電設備」の逆潮流量を区分して計量する「差分計量」方式にしていただく必要があります。

系統連系および電力購入申込書

（低圧\_送配電買取用　太陽光10kW未満）2024.3.21Ver

【申込み手続きに関する委任の意思表示】

申込み手続きに関する以下の項目について，　□下記の者に委任いたします　　□委任いたしません

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委任項目 | □　本申込み手続きに関わる連絡先□　工事費負担金の請求先□　各契約書類（メール）の受け取り | （委任先１）　　住所　　〒会社名・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
| □　本申込み手続きに関わる連絡先□　工事費負担金の請求先□　各契約書類（メール）の受け取り | （委任先２）　　住所　　〒会社名・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |

【サイバーセキュリティ対策】

□　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講

じます。

 □　発電設備の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じます。

 □　発電設備に関するセキュリティ管理責任者は，発電者情報と同一※となります。

　　　※同一でない場合（氏名：　　　　　　　　　　連絡先：　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：　　　　　　　　　　　　）

【再生可能エネルギー電気卸供給約款の適用有無】

□　希望しません

□　特定の小売電気事業者等に，再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「再エネ卸約款」といいます。）に基づく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行うことを希望します。

※再エネ卸約款に基づく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行うことを希望される場合は，再エネ卸約款に基づく申込みが別途必要となるため，当該申込みにつきましては，受付専用窓口（業務部託送サービスセンター（℡：0570-080-500））へお申込みください。

【工事費負担金支払期日の延伸希望有無】

□　資金調達のための事業認定の取得可否確認を理由とした工事費負担金支払期日の延伸を希望します。（工事費負担金の支払期日は，接続契約成立から「バイオマス以外：３ヶ月，バイオマス：４ヶ月」となります。）

※ご希望がない場合，チェックはご不要です。（工事費負担金の支払期日は，接続契約成立から１ヶ月となります。）

【差分計量の適用有無】

□　本申込みに基づく「ＦＩＴ制度に基づく発電設備」と，他に申込む「その他の発電設備」からの逆潮流を区分して計量する「差分計量」方式を適用することを希望します。（契約要綱27(1)ロに該当）

□　本申込みに基づく「ＦＩＴ制度に基づく発電設備」と，他に申込む「ＦＩＴ制度に基づく発電設備」からの逆潮流を区分して計量する「差分計量」方式を適用することを希望します。（契約要綱27(1)イに該当）

※「その他の発電設備」について，託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約の締結を希望される場合は，託送供給等約款に基づく申込みが必要となるため，当該申込みにつきましては，受付専用窓口（業務部託送サービスセンター（℡：0570-080-500））へお申込みください。

※他に申込む「ＦＩＴ制度に基づく発電設備」について，申込みを新たに希望される場合は，別途申込みが必要となるため，当該申込みにつきましては，発電設備を設置する住所を管轄する支店・ネットワークセンターまでお申込みください。

※ご希望がない場合，チェックはご不要です。なお，チェックいただいた場合は，以下の事項に同意いただきます。

（同意事項）

貴社が差分計量の適用を認めた場合の受給電力量において，受電地点に取り付けた計量器(以下「親計器」という)で計量された電力量から複数の発電設備を区分するために取り付けた計量器（以下「子計器」という）で計量された電力量を差し引いた値（以下「差し引き値」という）が0kWhを下回る場合，当該差し引き値を0kWhとするとともに，子計器で計量された電力量を親計器で計量された電力量とすること。

【本申込みにおける同意事項】

以下のいずれかに該当する場合には，本申込みは撤回するものとし，本申込みに基づく貴社との接続契約が既に成立している場合であっても，当該接続契約が貴社によって解除されることに同意します。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づき経済産業大臣から受けた事業計画認定の効力が失われた場合または取消しとなった場合

○貴社が再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合

○貴社が契約要綱に基づき算定した発電設備の系統連系に必要な費用を，貴社の定める支払期日までに支払わない場合

○接続契約が成立して相応の期間経過してもなお，事業計画認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含む）を取得しない場合

　○特段の理由がないにも関わらず連系開始希望日を経過してもなお，電気の供給を開始しない場合

○契約要綱34（受給契約の解除）のいずれかに該当すると貴社が判断した場合

○再エネ特措法その他関係法令等および契約要綱に反した場合

また，本申込みに関して，以下の点についても，併せて同意します。

○本申込みに基づく貴社の系統連系検討後，貴社が電磁的記録等により発行する「系統連系に係る契約のご案内」により，接続契約および低圧連系要綱による連系契約が成立すること

○再エネ特措法第9条に基づく事業計画認定の提出後，貴社が特定契約の申込を承諾することで特定契約が成立すること

○貴社が特定契約の申込を承諾しない場合を除き，特定契約の内容は，貴社が電磁的記録等により発行する「電力購入に係る契約のご案内」により，原則として受給開始後に通知されること

○貴社に支払う工事費負担金は，工事完了後に過不足精算を行うこと

○本申込みを撤回した場合，本申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと

○再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号イ（1）および（2）に掲げる措置（以下「回避措置」といいます。）を講じたとしてもなお，貴社の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合，貴社の指示に従い，本発電設備の出力を抑制する

○上記のとおり出力の抑制を行った場合において，貴社が当該指示を行う前に回避措置を講じたこと，当該回避措置を講じてもなお，貴社の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由および当該指示が合理的であったことを，当該指示をした後遅滞なく示した場合には，当該出力の抑制により生じた損害の補償を，貴社に求めないこと

○系統連系受電サービス料金は，原則受給料金等との差し引きにより支払うこと

○系統連系受電サービス料金から受給料金等を差し引いた金額が0円を上回る場合には，「発電設備所有者住所（送付先住所）」へ系統連系受電サービス料金に関する請求書を送付すること

【受給料金等の振込先口座】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定預貯金口座 | ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合 | 金融機関名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）金融機関ｺｰﾄﾞ（　 　　　　　　　） | １．普通２．当座３．貯蓄４．その他（　　　　） | 口座番号（右づめで記入） |
| 支店名（　　　　　　　　 　　　　　　　　　）支店ｺｰﾄﾞ（　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀行の場合 | 通帳記号 | 通帳番号（右づめで記入） |
| **１** |  |  |  | **０** | の |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

※金融機関ｺｰﾄﾞおよび支店ｺｰﾄﾞは，キャッシュカードや通帳に印字された番号もしくは全国銀行協会のホームページまたはインターネットでご確認いただけます。

※口座情報が確認できるもの（通帳表紙の写し等）を添付願います。

【工事費負担金の精算時等に返戻金があった場合の返戻先口座】

　□受給料金等の振込先口座と同じ

　□以下に記載の受給料金等の振込先口座と異なる口座

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定預貯金口座 | ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合 | 金融機関名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）金融機関ｺｰﾄﾞ（　 　　　　　　　） | １．普通２．当座３．貯蓄４．その他（　　　　） | 口座番号（右づめで記入） |
| 支店名（　　　　　　　　　　　　　　 　　　）支店ｺｰﾄﾞ（　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀行の場合 | 通帳記号 | 通帳番号（右づめで記入） |
| **１** |  |  |  | **０** | の |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

※金融機関ｺｰﾄﾞおよび支店ｺｰﾄﾞは，キャッシュカードや通帳に印字された番号もしくは全国銀行協会のホームページまたはインターネットでご確認いただけます。

※口座情報が確認できるもの（通帳表紙の写し等）を添付願います。

【添付資料】

※同一柱上変圧器内に他発電設備がある場合は，単独運転検出機能（能動的方式）の組合せ試験成績書（複数台連系試験成績書）が必要となります。

・発電設備に関する資料

・保護継電器整定一覧表

・電圧上昇値簡易計算書

・平面図

・立面図

・単線結線図

・提出書類チェックリスト

**【太陽光発電設備の連系に係る合意事項】**

太陽光発電の申込にあたって，出力制御ルールを理解のうえ，以下１～４に予め合意いたします。

１．本発電設備の出力の抑制

貴社が再エネ特措法施行規則第１４条第１項第８号イ（１）および（２）に掲げる措置（以下，「回避措置」という。）を講じたとしてもなお，貴社の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合，貴社の指示に従い，本発電設備の出力の抑制を行うこと。

２．出力抑制により生じた損害の補償

上記のとおり貴社からの指示に従い出力の抑制を行った場合において，貴社が当該指示を行う前に回避措置を講じたこと，当該回避措置を講じてもなお，貴社の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由および当該指示が合理的であったことを，当該指示をした後遅滞なく示した場合には，当該出力の抑制により生じた損害の補償を，貴社に対して求めないこと。

３．出力抑制を行うために必要な機器の設置および費用の負担

貴社から遠隔出力制御に対応した装置（貴社が指定する技術要件を満たすものに限る）（以下，「遠隔出力制御システム」という。）の設置を求められた場合，その求めに応じ，６月以内にこれを設置すること。

また，遠隔出力制御システムを設置する際に必要な費用の一切（パワーコンディショナーの取り替えに要する費用を含む）を負担すること。

４．電力受給契約の解除

本合意事項に違反した場合，本発電設備の系統連系にあたり貴社との間で締結する電力受給契約が貴社によって解除されること。

※出力制御ルールの詳細は，以下の弊社ホームページをご確認願います。

<https://www.hepco.co.jp/network/renewable_energy/fixedprice_purchase/megasolar_handling.html>

　　　　　　年　　　　　月　　　　日

（記名・押印日を必ず記載願います。）

申込者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【北海道電力ネットワーク記入欄】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約申込受付日時 | 受付担当者 | 特定契約承諾 |
| 上長 | 受付担当者 |
| 　　　　年　　月　　日時　　　分 |  |  |  |

※ 北海道電力ネットワーク株式会社では，ご提供いただいた個人情報は，電気事業の範囲内で利用いたします。

発電設備に関する資料（低圧連系・逆変換装置） （ 台中 台目）

1. 連系箇所（電柱番号） ※電気工事届等で電柱Noを記載済みの場合は記入不要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 電柱No  | 画 | 区 | 図 | 番 | の | 号 |
| 引込柱 |  |  |  |  |  |  |
| 変圧器柱 |  |  |  |  | 　　  |  |

２．発電装置の仕様

【太陽光発電の場合】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 太陽電池（モジュール） | 製造者(ﾒｰｶ) | 型　式 | 容　量 | 枚　数 | 合計容量 |
|  |  | kW | 枚  | 　kW |
|  |  | kW | 枚  | 　kW |
|  |  | kW | 枚  | 　kW |
|  |  | kW | 枚  | 　kW |
| 合　計 | 枚  | 　kW |

【太陽光発電以外の場合】※太陽光発電に併設する直流ﾊﾞｯﾃﾘｰを含む

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発電装置の種類 | 製造者(ﾒｰｶ) | 型　式 | 容　量 | 台　数 | 合計容量 |
|  |  |  | kW | 台 | 　kW |
|  |  |  | kW | 台 | 　kW |
|  |  |  | kW | 台 | 　kW |
| 合　計 | 台 | 　kW |

1. 連系用インバータ（PCS／逆変換装置）の仕様

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 製造者(ﾒｰｶｰ) |   | 型 式 |  | 定格容量 | kVA　 |
| 定格電圧 |  V　 | FRT要件 | 有　・　無 | 最大出力※1 | kW　 |
| 力率一定制御 | 対応　・　非対応 | 設定力率 | ％　 | 契約受電電力※2 | kW　 |
| 認証機関※3※4 | JET ・ JIA ・ 認証無 ・ その他（　　　　　　　　） | 認証番号 |  |

※1　最大出力は，力率100％時のインバータ出力を記載願います。

※2　契約受電電力は，設定力率時のインバータ出力を記載願います。

設定力率時の出力値について，仕様書等の提出をお願いする場合がございます。

※3　JETまたはJIA認証品の場合は，認証証明書の写しを添付願います。

※4　認証無の場合，技術資料等の提出をお願いする場合がございます。

1. 特記事項

|  |
| --- |
|  |

平面図

※　引込柱や発電設備所在地周辺の目標物からの距離がわかるように記載

立面図

※　連系点や計量器の位置（地面からの高さを含む）がわかるように記載

【提出書類チェックリスト】

（本チェックリストも提出書類となりますので、ご留意願います。）

書類の有無および記載漏れをご確認のうえ，以下の順序にて書類をご提出願います。

* 記載漏れや記載内容に不備がある場合，受付できない場合がありますのでご注意ください。

□ 系統連系および電力購入申込書

□ 発電設備に関する資料

※ 連系用インバータ（ＰＣＳ／逆変換装置）を複数台設置する場合，複数枚の提出が必要です。

※ 機器の配置がパターン化されている場合，パターン毎にまとめて記載願います。

※ ＪＥＴまたはＪＩＡ等の認証があるＰＣＳを施設する場合は，認証証明書の写しを提出願います。

※ ＪＥＴまたはＪＩＡ等の認証がないＰＣＳを施設する場合は，別途技術資料を求める場合があります。

※ 複数台連系に対応していないＰＣＳを施設する場合で，同一柱上変圧器内に他発電設備がある場合には，単独運転検出機能（能動的方式）の組合せ試験成績書（複数台連系試験成績書）が必要になります。

□ 保護継電器整定一覧表

□ 屋内配線（受電点からPCSまで）の電圧上昇値の簡易計算書

□ 平面図

※ 弊社引込柱や周辺の目標物からの距離を含めて発電所所在地および連系点を明記願います。

※ 連系点は，原則として発電設備所在地内で，弊社引込柱から最短の位置を基準に選定願います。

□ 立面図

※ 連系点や計量器の位置・地面からの高さを明記願います。

□ 単線結線図

□ 上記以外の書類等

別紙

本お知らせはお申込み時にご提出いただく必要はございません。

お申込み前に必ずお読みください

北海道電力ネットワーク株式会社

系統連系および電力購入申込みの撤回について

　お申込みにあたっては，「系統連系および電力購入申込書」に記載の同意事項にあらかじめ同意していただきますので，必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

なお，「系統連系および電力購入申込書」に記載の同意事項に基づき，お申込みを撤回される場合，以下のとおりとなりますので，ご了承願います。

○申込書類一式について，弊社は，撤回された日から起算して１年間保管しますが，当該期間経過後は，廃棄させていただきます。

○なお，当該期間内にご返却を希望される場合は，弊社管轄事業所にてお受け取り願います。

○お申込みの撤回後，発電事業者様が，系統連系および電力購入に係る申込みをされる場合は，新たなお申込みとなりますので，予めご承知おき願います。

以上